

別紙2 3-④ 海外行政調査について

これまでの経過及び現状

海外行政調査については、平成7年度から団編成で実施しており、平成17年度まで改選前年度を除き、主に北米及び欧州を行き先として、毎年度実施していた。平成12年度実施分以降は、全て住民訴訟の対象となつており、

大阪高裁（平成13年度及び平成15年度実施分）からは、

- ① 調査項目より先に派遣場所が決定されており、訪問都市が最善の選択であるか疑問である。
- ② 調査内容が、視察先から入手した資料の域を出ないものや、表面的・概括的なものが多い。
- ③ 京都市の課題との関係で有益な視察結果が得られたのか明確にされていない。
- ④ 多人数による視察の必要性があったのか、住民が許容しているのか疑問がある。
- ⑤ 議員の自己研鑽の一環として自費で賄われるべき事柄である。
- ⑥ 議員個人の一般教養取得型というべき海外視察を温存すべきか検討の必要がある。

などの指摘があった。

これらの指摘事項を踏まえて、前期の市会改革推進委員会において、従来の定例的な派遣の見直しや、調査項目・都市の選定過程の透明化等、議員主導型の調査を内容とした、「京都市会海外行政調査実施要領」（平成23年1月6日決定）が定められた。

具体的には、

- ① 調査をしようとする議員による主体的な企画立案
 - ② 調査実施の必要性を判断するための審査会の設置
 - ③ 調査の提案から報告までの手続きの一層の明確化
- などが盛り込まれている。

今後は、要領に基づいて実際に実施する際に、審査会の運営方法や調査結果の報告方法等について、改めて具体的に協議※することとなっている。

※ 実施段階における協議事項

- ① 任期中における実施年、1議員の派遣回数の制限
- ② 審査会の在り方
 - ・委員の構成
 - ・運営方法及び審査方法
 - ・公開方法
- ③ 調査団の参加方法及び編成方法
- ④ 職員の随行
- ⑤ 実施後の議会への報告方法

今年度予算は、2,300万円を計上している。（23名分）

なお、調査は、平成9年度から共産党、平成15年度から公明党、平成19年度からは全会派が参加を自粛している。

	<p>○ これまでの検討経過</p> <p>① 第1次市会改革検討小委員会（平成16年7月～平成17年3月） • 旅費限度額の見直し…120万円から100万円に減額 • 出張期間の見直し …21日以内から14日以内に短縮 • 平成19年度実施から適用</p> <p>② 第2次市会改革検討小委員会（平成18年1月～平成19年2月） 視察先決定方法の見直し、経費の節減などが検討されたが、次任期以降に申し送ることを決定</p> <p>③ 第3次市会改革検討小委員会（平成19年9月～平成20年3月） 議員主導型を強めた調査項目・調査都市の選定、調査項目・調査都市の決定プロセスの透明性の向上などが検討されたが、会派間の合意には至らなかったため、次年度以降に申し送ることを決定</p> <p>④ 前期の市会改革推進委員会（平成21年5月～平成23年3月） 「京都市会海外行政調査実施要領」策定（平成23年1月6日）</p>
参考	<p>【京都市会海外行政調査実施要領】 別紙1のとおり。</p> <p>【他都市の実施状況】 別紙2のとおり。</p>